

令和3年第10回

斧北町農業委員会総会議録

令和3年第10回 荻北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年10月6日（水）
午前9時26分から午前10時50分
2. 開催場所 荻北町役場2階庁議室
3. 出席者
(農業委員)
1番 荒木 義孝 2番 小野 三幸
3番 坂西 庄三 4番 山下 正道
5番 平井 多貴子
7番 大仁田 金次
4. 本日の欠席委員（1名） 6番 塚田 修彦

5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第71号 農用地利用集積計画の認定について
日程第4. その他

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）
事務局長 宮崎良成 局長補佐 西川弘美 主事 松野 巧

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時26分

事務局

おはようございます。
開会の前に、先日実施しました遊休農地の除草作業につきましては、
お忙しい中、また暑い中、大変お世話になりました。除草作業後に各
地区のコスモス畑に看板を設置しました。今後、花の様子を見ながら
各保育園と日程調整し花摘みの計画を立てようと思いますので、よろ
しくお願い致します。
それでは、只今から令和3年第10回の農業委員会総会を開会致し
ます。まずは、大仁田会長からご挨拶をお願い致します。

大仁田会長

改めまして、皆様おはようございます。先日は、暑い中コスモスの
手入れ大変ご苦労様でした。お世話になりました。

大仁田会長

変異株によるコロナ禍も関係者等の懸命な対策により、新しい患者を押さえ込むことができ、ワクチン接種などによりこのままの状態が続くことを期待するものであります。

一方、新内閣も発足し政治も変革を目指して進んでおりますが、食料品やガソリン等の値上がりが国民の生活を直撃し、所得増加よりも物価の値上がりが進んでいると報道されています。

我が芥北町も冬場の野菜の植え付け時を迎え、今後の消費の動向が心配されるところであります。

また、私たち農業委員の任期も来年3月末と迫り、その準備に取り組まなければならない時期を向かえました。事務局と各委員の皆様のご提言をいただきながら新しい体制を確立したいと思いますので、ご協力の程お願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は塙田委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、芥北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いします。どうぞよろしくお願ひ致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、1番の荒木委員さんと2番の小野委員さんに お願ひを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、西川氏、松野氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2. 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2. 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和3年10月6日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町坂瀬川の畠1筆、面積は、277m²です。

場所については、4ページから5ページに図示しております。町道吉尾松線から町道西川線に入った南側の農地になります。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

坂西委員

はい。先日譲受人さんにお話しを伺いまして、譲渡人さんと譲受人さんは義理の姉と弟になりました、兄貴さんの方はもうお亡くなりになっていて大阪にずっと住んでおられますので、今後農地を利用する事もないということで弟さんの方に贈与したいということでした。それに、弟さんがこれまでも管理されていましたので、今後も管理していかれるということでした。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

続きまして、整理番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、6ページをお開き願います。整理番号2の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の畠1筆、面積は、534m²です。

場所については、7ページから8ページに図示しております。譲受人の自宅に隣接した東側の農地になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号2につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

平井委員 はい。昨日、譲受人さんにお会いして話を伺いました。譲渡人さんは私も存じていますが今は天草市の方におられますので、結構荒れているのかなと思いましたら、現在2世帯の方が家庭菜園をされていました。譲り受けると家庭菜園をされている方はできなくなるので、この方々と話しついているのかなとお伺いしましたら同意を得ているとのことで問題はないと思います。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2につきましては許可することに致します。

続きまして、整理番号3について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、9ページをお開き願います。整理番号3の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、10ページにありますように芥北町志岐の田6筆、面積は10,519m²です。

場所については、11ページから14ページに図示しております。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号3につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田会長 はい。この件につきましては、私が現地確認を行いました。農業法人の土地をその責任者であられる方に登記をするという今までにないようなことでございますので、何故そういうことをされるのか問いましたところ「会社組織で農業をやってきたけどなかなか利益が出ない。」と「一つの問題点としては、農業をする上で農業の暇なときが出てきて従業員の皆様のずっと勤めるという環境がない。」とそれと他の会社を持っておられますので、その会社で農業をやって農業の暇なときはその会社の従業員としてやっていきたい。」ということです。

結局、はっきり言うと農業の会社はやめたい。しかし農業は続けていきたい。ということでございます。そういうことで、登記をすることになったそうでございます。

だいたいそういう流れのようでございます。

議長 この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

小野委員

会長の説明を聞いてお尋ねなのですが、現在会社組織で農業をやっておられますよね。譲受人の方は、会社組織での農業の利益が1年中農家ができる状態ではないので、暇なときも雇用している方の給料の支払いとかが発生するのでそういうことも絡んで利益があまりないということなんですね。

大仁田会長

「農業というのは会社組織に馴染まない。」と自分の経験で言されました。その方は、他の会社を持っておられますので、赤字が出たら補填して運営されているということです。

小野委員

現状を考えて、一応会社組織を辞めて、個人で農家をしたい。そして、農作業が忙しいときには他の会社の方から臨時みたいに雇用して農家を繋いでいくということなんですか。

大仁田会長

元々おられる従業員を辞めさせる訳にもいかないし、農業はその人達が経験されていますので、暇なときには別の会社の仕事を手伝ってもらうようにするために、こっちの会社をボツにするというような話でした。

小野委員

私たちが作っているコスモス畑の前のハウスですよね。知っている限り何年のブランクがあるのか？何も作っていない状態が続いていますよね。

審議の要点の中に、譲り受けられたらそういう所は遊ばせないで農作物を作って生産していくことになる訳ですよね。そういうところもどういうお考えなのか会長はお尋ねになられたのですか？

大仁田会長

はい、聞きました。あそこは遊んでいるので、ハウスでオクラを早めに作って（路地は6月からしか出ないので）4月下旬から出荷すれば高値で売れるからと提案をしましたところ、自宅の隣りにハウスが三つあって、一つはみかん、一つは今流行のマンゴーを作って、もう研究されているそうです。それで、できればマンゴーを作りたいとのことでした。

なかなか新しいことに挑戦するには技術家に尋ねて勉強しなければなりませんけど、農協の指導員の中にそういうマンゴーに詳しい人がいないからと心配をしていました。それで、河浦と大江でマンゴーを作っておられますので、そこに行って勉強しています。ということでました。

平井委員

根本的に会社の方々に対する農業への意識の教育ができていないのではないかと思います。

何を作れば良いのか？作物の選定と、そして1棟1棟与えて管理をするとか、よそでは1棟を一家族に与えてあって会社組織ではなく普通の一戸一戸の農家のように管理を徹底して、自分たちで細やかにしなければ良い物を上げられないと認識をされていますので、そういう意味では従業員さんのままで農業されていますので認識が薄いと思いますね。それであれだけの経営をしていくのは難儀だと思っていた。

大仁田会長

家族経営の良いところはそこですよ。夜中にでも水を止めに行くなきめ細やかに作物を管理する。

従業員さんの中にそういう意識が芽生えていないと結果がついてこないのではないかと心配しています。

平井委員

アスパラでもオクラでも十分やっていけると思いますよ。

小野委員

現在、芥北町には法人化している農家さんが3経営体おられますよね。法人を辞められるということは、2経営体になるんですね。

譲り受けられる方が個人でこれだけの面積をマンゴーとか出てきましたけれども適地適作といいますか、農協の営農課あたりにも相談され適した作物を作られて健全な経営を目指していかれることを望みますね。受けられる面積が広いでしょう。そして、やはり先祖代々農家ではなくて新規参入者みたいな形で農業されたから農業の厳しさとか作れば売れるという時代ではないでしょう。消費者のニーズに合っていないとなかなか販売経路とかそういうのも難しくなってくるし、よそが良かったから作るということでは何年か遅れているということですから気になる案件ではあります。

大仁田会長

そうですね。本人もハウスの経営を続けていこうという意志はあるようですが、作れば売れる時代の感覚が今は売り先を見つけて作るというような極端に言えば逆になってきている時代ですよ。

小野委員

我々は、仕事として農地を守っていただくために、広い農地を譲り受けて意欲を持ってされる分には何も心配はないんですけど年齢から言って将来的に大丈夫なのかなと思うわけです。

審議の要点はすべて満たしておりますということですけど、気になりますね。

大仁田会長

意欲は買いますけど非常に厳しい。彼だけではなく私たちも一緒です。厳しい時代になったなあとそういう認識が大事です。
大きければ大きいほど跳ね返りも大きいので、いろいろな方策を考えてせないかんですね。今後見守っていきたいなあと思います。
赤字が出たら他の会社を持っておられるのでそっちに頼るのではなく、部門部門で利益を出されるようそういうことを期待して帰ってきました。
皆さんも会われたらアドバイスの方をよろしくお願ひします。

議 長

この件につきまして他にございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号3につきましては許可することに致します。

議 長

続きまして、日程第3. 議案第71号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、15ページをお開きください。日程第3. 議案第71号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。
令和3年10月6日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

16ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年未満の新規が3件ございます。

詳細は田3筆 2, 199m²です。明細は17ページに記載しています。

続きまして、利用権設定の5年以上の新規が7件ございます。

事務局 詳細は田7筆 10, 666m²です。明細は18ページに記載しています。

続きまして、所有権移転が2件ございます。

詳細は田2筆 1, 761m²です。明細は19ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第71号は原案どおり認定することに致します。

議長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局 事務局からその他事項がございます。

1. 農用地利用配分計画の認可について

2. 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

3. 人と農地の問題に関する中尾区集落座談会について

次回、令和3年第11回総会は、令和3年11月8日（月）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和3年第10回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時50分

会長

署名委員

署名委員